平成２７年（再イ）第１６号

岡山県倉敷市広江１丁目６番29号　グレイス天王106号室

再生債務者　沖田　　慧

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年１月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年１月28日まで

平成28年１月７日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２７年（再イ）第２２号

山口市小郡下郷1020番地３　ハイツスクールサイド　102号

再生債務者　伊藤喜久代

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年２月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年２月３日まで

平成28年１月６日　　山口地方裁判所

平成２７年（再イ）第１２号

山口県宇部市大字西岐波564番地１

再生債務者　吉松　茉純

1　決議に付する再生計画案　平成27年12月14日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年２月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年２月４日まで

平成28年１月７日　山口地方裁判所宇部支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第７７４号

札幌市東区北47条東10丁目４番７号　池田ハイツ202号

再生債務者　細木　孝充

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年10月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年１月７日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第９号

住居所不明　認可決定時の住所堺市南区高倉台２丁２番１―409号

再生債務者　みるくえんじぇること　大橋　浩一

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年11月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年１月６日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１００３３号

東京都北区上中里２―34―２

再生債務者　多賀　　勲

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年２月２日まで

4　一般異議申述期間　平成28年２月16日から平成28年３月８日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷160番地14

再生債務者　高橋　寿晴

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月25日まで

平成27年12月９日　山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（再ロ）第１００００１号

福島県福島市南町237―１　カーサ・ウィン101号室

再生債務者　小島　　健

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月26日まで

平成28年１月５日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再ロ）第６号

埼玉県熊谷市板井1105番地７

再生債務者　浅香　順也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年12月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月28日まで

平成28年１月７日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第２号

広島県福山市手城町２丁目14番10号　レオパレスＫＡＷＡＳＡＫＩ　102号

再生債務者　山崎　美枝（旧姓藤森）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年１月28日まで

平成28年１月７日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第６号

沖縄県那覇市字国場776番地　メゾン光３―Ｄ

再生債務者　浜川　義政

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（再ロ）第８号

堺市南区檜尾4026番地５

再生債務者　宮本企画事務所こと　宮本　　寛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第９号

堺市南区檜尾4026番地５

再生債務者　宮本真由美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第２号

沖縄県宜野湾市字宇地泊80番地１　ＭＴビル３―Ｃ

再生債務者　蟹　　将人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年12月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月７日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（再ロ）第３号

埼玉県所沢市大字南永井19番地の１　エステスクエア所沢104　長田方

再生債務者　中村　彩里

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年１月６日

さいたま地方裁判所川越支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月三十日

掲載頁　八十三頁（号外第二六九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第二四二号）

平成二十八年一月十八日

千葉県柏市青葉台二丁目二七番一一号

（甲）株式会社ＨＯＮＧ

代表取締役　洪　　尚郁

千葉県松戸市小金原九丁目三四番地の二一

小金原第六コーポラス一〇三号

（乙）株式会社ＤＡＣＯＳ

代表取締役　金井　　賢二